

塩谷町告示第52号

特定区域の設定にかかる「とちぎグリーン農業推進方針」改正案の公告

みどりの食料システム法第16条第2項第3号に基づく特定区域を設定するので、同法第16号1項に基づく基本計画である「とちぎグリーン農業推進方針」の改正案を、同法16条第3項の規定により公告する。

令和5年11月17日

塩谷町長 見形和久

「とちぎグリーン農業推進方針改正案」の縦覧場所

- (1) 栃木県農政部経営技術課  
宇都宮市埜田1-1-20（栃木県庁舎本館12階）
- (2) 塩谷町役場 産業振興課  
栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生955番地3（塩谷町庁舎1階）